同令別表第一十一財務諸表第一一号表の一一中	同令別表第一十一財務諸表第一一号表の一一中
「(3)　特定都市鉄道整備積立金は、特定都市鉄道整備促進特別措置法第６条第１項及び第２項の規定により指定法人に積み立てていること及び当該指定法人の名称並びに同法第７条の規定により特定都市鉄道工事の工事費の支出に充てること及び当該特定都市鉄道工事の名称。」	「(3)　特定都市鉄道整備積立金は、特定都市鉄道整備促進特別措置法第６条第１項及び第２項の規定により指定法人に積み立てていること及び当該指定法人の名称並びに同法第７条の規定により特定都市鉄道工事の工事費の支出に充てること及び当該特定都市鉄道工事の名称。」
「(3)　経営安定基金資産につき時価を付すものとした場合（会社計算規則第５条第３項第１号及び同条第６項の場合を除く。）には、その経営安定基金資産の評価差額金は、純資産の部に経営安定基金評価差額金として整理していること。	「(3)　経営安定基金資産につき時価を付すものとした場合（会社計算規則第５条第３項第一号及び同条第６項の場合を除く。）には、その経営安定基金資産の評価差額金は、純資産の部に経営安定基金評価差額金として整理するものとする。
(4)　特定都市鉄道整備積立金は、特定都市鉄道整備促進特別措置法第６条第１項及び第２項の規定により指定法人に積み立てていること及び当該指定法人の名称並びに同法第７条の規定により特定都市鉄道工事の工事費の支出に充てること及び当該特定都市鉄道工事の名称。」	(4)　特定都市鉄道整備積立金は、特定都市鉄道整備促進特別措置法第６条第１項及び第２項の規定により指定法人に積み立てていること及び当該指定法人の名称並びに同法第７条の規定により特定都市鉄道工事の工事費の支出に充てること及び当該特定都市鉄道工事の名称。」
「４　損益計算書に関する注記は、会社計算規則第104条に規定する事項のほか、全国新幹線鉄道整備法第17条第１項の規定による新幹線鉄道大規模改修引当金繰入額及び全国新幹線鉄道整備法施行規則第14条第１項の規定による新幹線鉄道大規模改修引当金取崩額を計上する場合にあつては、その金額とする。」	「４　Ⅳ損益計算書に関する注記は、会社計算規則第104条に規定する事項のほか、全国新幹線鉄道整備法第17条第１項の規定による新幹線鉄道大規模改修引当金繰入額及び全国新幹線鉄道整備法施行規則第14条第１項の規定による新幹線鉄道大規模改修引当金取崩額を計上する場合にあつては、その金額とする。」
「４　損益計算書に関する注記は、会社計算規則第104条に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。	「４　Ⅳ損益計算書に関する注記は、会社計算規則第104条に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。
(1)　全国新幹線鉄道整備法第17条第１項の規定による新幹線鉄道大規模改修引当金繰入額及び全国新幹線鉄道整備法施行規則第14条第１項の規定による新幹線鉄道大規模改修引当金取崩額を計上する場合にあつては、その金額。	(1)　全国新幹線鉄道整備法第17条第１項の規定による新幹線鉄道大規模改修引当金繰入額及び全国新幹線鉄道整備法施行規則第14条第１項の規定による新幹線鉄道大規模改修引当金取崩額を計上する場合にあつては、その金額とする。
(2)　経営安定基金の運用に要した手数料その他の経営安定基金の運用に要する費用は、経営安定基金収入から控除せず、経営安定基金運用費用として整理していること。」	(2)　経営安定基金の運用に要した手数料その他の経営安定基金の運用に要する費用は、経営安定基金収入から控除せず、経営安定基金運用費用として整理するものとする。」
(略)	(略)
附　則	附　則
３　前項の場合においては、第一一項中	３　前項の場合においては、第一一項中
(略)	(略)
「(2)　経営安定基金の運用に要した手数料その他の経営安定基金の運用に要する費用は、経営安定基金運用収入から控除せず、経営安定基金運用費用として整理していること。」	「(2)　経営安定基金の運用に要した手数料その他の経営安定基金の運用に要する費用は、経営安定基金運用収入から控除せず、経営安定基金運用費用として整理するものとする。」
「(2)　経営安定基金の運用に要した手数料その他の経営安定基金の運用に要する費用は、経営安定基金運用収入から控除せず、経営安定基金運用費用として整理していること。	「(2)　経営安定基金の運用に要した手数料その他の経営安定基金の運用に要する費用は、経営安定基金運用収入から控除せず、経営安定基金運用費用として整理するものとする。
(3)　鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券に関して要した手数料その他の鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券に関する費用は、鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券受取利息から控除せず、鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券関連費用として整理していること。」	(3)　鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券に関して要した手数料その他の鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券に関する費用は、鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券受取利息から控除せず、鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券関連費用として整理するものとする。」
(略)	(略)